～医療保険だより～

国民健康保険は「知立市」を、後期高齢者医療は「愛知県後期高齢者医療広域連合」を、それぞれ保険者として、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者の保険税（料）により運営する医療制度です。

○保険税（料）率の改正

国民健康保険、後期高齢者医療制度ともに、平成28年度の保険税（料）率の改正を行います。

国民健康保険

改正のポイント

- 介護納付金分の所得割の税率を引き上げます。
- 医療給付費分・後期高齢者支援金分の所得割を合わせた税率を引き下げます。
- 課税限度額を引き上げます。

区分	医療給付費分 ①		後期高齢者支援金分 ②		小計 ①+②		介護納付金分（40～64歳）	
年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度
所得割	5.80%	4.80%	1.40%	2.05%	7.20%	6.85%	1.40%	1.75%
均等割（1人あたり）	22,600円	18,000円	6,400円	11,000円	29,000円	29,000円	7,000円	10,000円
平等割（1世帯あたり）	21,000円	17,000円	6,000円	10,000円	27,000円	27,000円	4,300円	6,000円
課税限度額	51万円	52万円	16万円	17万円	67万円	69万円	14万円	16万円

後期高齢者医療制度

改正のポイント

- 所得割・均等割それぞれの料率を引き上げます。

年度	26・27年度	28・29年度
所得割	9.00%	9.54%
均等割（1人あたり）	45,761円	46,984円
課税限度額	57万円（改正なし）	

○軽減対象世帯の拡大（国民健康保険、後期高齢者医療制度）

前年中の所得が一定以下の世帯は、均等割額と平等割額（国民健康保険制度のみ）を軽減しています。負担軽減を図るため、平成28年度より軽減基準を拡大します。

軽減割合	世帯の合計所得金額（改正前）	世帯の合計所得金額（改正後）
5割軽減	33万円＋26万円×被保険者数	33万円＋26.5万円×被保険者数
2割軽減	33万円＋47万円×被保険者数	33万円＋48万円×被保険者数

※7割軽減の基準となる所得は、33万円です。（改正なし）
※保険税（料）額の計算は前年の所得をもとに計算されます。軽減の判定は自動でされるため申請をする必要はありませんが、所得の申告をされていない人は、申告が必要です。
※後期高齢者医療制度では、所得金額の合計が33万円以下の場合、9割または8.5割軽減となります。

○平成28年度の保険税（料）額の通知書をお送りします（国民健康保険、後期高齢者医療制度）

前年中の所得に基づき計算した保険税（料）額の通知書を、7月中旬にお送りします。

＊普通徴収（口座振替や納付書により納付する方法）

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月26日	(H29) 1月31日	(H29) 2月28日

後期高齢者医療制度

・年金からの天引きとならない人は、口座振替や納付書等で個別に納めていただきます。（第1期から第3期までは普通徴収、第4期からは特別徴収となる場合もあります。）

◎口座振替による納付の注意

以前、国民健康保険税の口座振替をしていた場合でも、改めて後期高齢者医療保険料の口座振替依頼書の提出が必要となります。

国民健康保険

◎納税義務者は、世帯主

・世帯主が職場の健康保険に加入していても、世帯の誰かが国民健康保険に加入していれば、世帯主が納税義務者になります。納税通知書は、納税義務者である世帯主あてに送ります。

・年金からの天引きとならない方は、口座振替や納付書等で個別に納めていただきます。

＊特別徴収（年金からの天引きにより納付する方法）

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

◎特別徴収の対象者（国民健康保険、後期高齢者医療制度）

年金受給者は、原則として、保険税（料）を年金天引きにより納付していただきます。ただし、次の場合は普通徴収（口座振替や納付書による納付）となります。

①年金受給額が、年額18万円未満の場合
②介護保険料と合わせた額が、年金額の2分の1を超える場合
③年金からの天引きの優先順位等、特別な事情がある場合

（国民健康保険の場合）
④国民健康保険の被保険者全員が65歳以上74歳未満でない場合
⑤世帯主が国民健康保険の被保険者以外の場合

※特別徴収の対象者であっても、申出により「普通徴収（口座振替）」で保険税（料）を納めることも可能です。

＊後期高齢者医療制度へ移行する場合、それ以前に国民健康保険税を特別徴収（年金からの天引き）で納めていた場合でも、手続き等により一定期間は「普通徴収（口座振替や納付書による納付方法）」で保険料を納めることとなります。

○保険証を更新します（後期高齢者医療制度）

現在の保険証（若草色）の有効期限は7月31日です。

＊新しい保険証は、郵送します。

8月1日から新しく使用する保険証（青色）を、7月下旬に簡易書留郵便で送付します。簡易書留郵便は、受け取りの際に受領印または署名が必要です。配達時に不在の場合は、郵便受けに案内が入りますので、郵便局に再配達の依頼をするか、直接郵便局で受け取ってください。

＊郵便局での留置期間を超えた保険証は、市役所に返還されます。

この場合、国保医療課の窓口でお渡ししますので、現在お使いの保険証・印鑑、窓口に来る人の身分証明書（保険証、年金手帳、運転免許証、個人番号カード等）を持参のうえお越しください。
※本人または世帯主以外が受け取る場合は、委任状も必要です。

＊住民登録地と異なる住所へ郵送を希望する場合は、国保医療課へ事前申請が必要です。

○申請の際、窓口に来る人の身分証明書（保険証、年金手帳、運転免許証、個人番号カード等）を持って国保医療課へお越しください。本人または世帯主以外が申請する場合は、委任状も必要です。
○7月13日㈬までに申請してください。
○すでに「送付先変更申請書」を提出されている人は必要ありません。
○「転送不要」としているため、郵便局への転送届では転送されません。

＊保険証回収にご協力ください。

有効期限が過ぎた保険証は回収しますので、国保医療課へ返却するか、次の施設の回収箱に投函してください。返却できない場合は、ハサミ等で切って破棄してください。

○回収箱のある施設（9月末まで）
市役所（国保医療課）、中央公民館、福祉体育館、保健センター、リリオ出張所、
文化会館（パティオ池鯉鮒）、昭和児童センター、図書館、文化広場、西丘文化センター、
猿渡公民館、福祉の里八ツ田（地域福祉センター、いきがいセンター）

◎国民健康保険の保険証の有効期限は、8月31日までです。
国民健康保険制度の保険証の更新については、広報ちりゅう8月1日号でお知らせします。

○一部負担金減免制度（国民健康保険、後期高齢者医療制度）

災害や失業などの特別な理由により、著しく生活が困難となり、収入が一定の基準額以下の世帯に対し、医療機関の窓口負担額（一部負担金）の支払いを、申請により一定期間減免または猶予する制度があります。

○対象となる場合
・世帯主が震災、火災等により、死亡または障がいを負ったり、資産に重大な損害を受けたとき
・事業または業務の休廃止、失業などにより収入が著しく減少したとき
・前記に類する事由があったとき
※減免については、世帯全員の収入や資産状況などを書類で申告いただき、調査のうえ決定します。
※国民健康保険では、平成28年度より、国の制度改正に伴い適用基準を拡大しました。
詳しくは国保医療課までお問い合わせください。

ジェネリック医薬品をご存知ですか？

ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同等の効き目がある薬です。新薬に比べて、開発に要する費用や期間が少なくて済むため、一般的に価格が安くなり、医療機関等で支払うお薬代が安くなります。

※ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師によくご相談いただき、保険証に同封のジェネリックシール（カード）をご利用ください。

～医療保険だより～

○「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」について（国民健康保険、後期高齢者医療制度）

限度額適用認定制度とは……医療機関受診時に提示することより、医療機関が医療費を請求する際（食事代・差額ベット代等は除きます）、あらかじめ自己負担額から高額療養費に相当する額を差し引くことができる制度です。高額療養費は、自己負担額を医療機関に全額支払った後に申請しますが、これは、医療機関の窓口で支払いの際に自己負担限度額にとどめられるので、一時的な負担を減らすことができます。

標準負担額減額制度とは……入院時の食事代は1食につき定額負担となっていますが、住民税非課税世帯の人については申請により標準負担額減額認定証の交付を受けると食事代が減額されます。また、過去12か月で91日以上の入院になる場合はさらに減額されることがあります。

現在の認定証の有効期限は7月31日までです。
国民健康保険と後期高齢者医療制度では更新の方法が異なりますので、
次の表をご確認ください。

国民健康保険

国民健康保険					
証名	限度額適用認定証		限度額適用・標準負担額減額認定証	標準負担額減額認定証
対象	70歳未満	国民健康保険税の滞納がない人	・同じ世帯の国民健康保険加入者と世帯主が市民税非課税の人 （70歳未満の人は、国民健康保険税の滞納がない人）	同じ世帯の国民健康保険加入者と世帯主が市民税非課税の人
	70歳以上	高齢受給者証で適用 新しい受給者証を7月末までに郵送します。 **※特に申請の必要はありません。**		
更新・申請	＊認定証が交付されている人…8月31日㈬までに申請してください。 ＊新規に交付を希望する人…医療機関に受診する予定月の末日までに申請してください。 ＊申請に必要なもの…印鑑・保険証・マイナンバーのわかるもの			

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度	
証名	限度額適用・標準負担額減額認定証
対象	75歳以上の人または65歳以上で一定の障がいがある人で、同じ世帯の全員が市民税非課税、または免除されている人
更新・申請	＊認定証が交付されている人…所得状況を確認し、8月1日以降も該当する場合は、新しい認定証を7月末までに郵送します。**※特に申請の必要はありません。** ＊新規に交付を希望する人…医療機関に受診する予定月の末日までに申請してください。（一部、申請月の翌月からの取り扱いになる場合もあります。） ＊申請に必要なもの…印鑑・保険証・マイナンバーのわかるもの

○問合せ

国民健康保険について……国保医療課　国保年金係（☎95－0123）
後期高齢者医療制度について……国保医療課　医療係（☎95－0151）